金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **別紙様式第１号**（第３条第１項関係）<br>（日本産業規格Ａ４）<br>経　営　強　化　計　画<br>年　　月　　日提出<br>（提出者）本店又は主たる<br>事務所の所在地<br>商号又は名称<br>代　表　者　　役職・氏名<br>金融機能の強化のための特別措置に関する法律第４条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。<br>記<br>［第１～第８　略］<br>（記載上の注意）<br>［１．～６．　略］<br>７．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策<br>⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表１）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。<br>［⑵～⑸　略］<br>［８．～10.　略］<br>［（別表１）・（別表２）　略］<br>**別紙様式第２号**（第32条関係）<br>（日本産業規格Ａ４）<br>経　営　強　化　計　画<br>年　　月　　日提出<br>（提出者）本店又は主たる<br>事務所の所在地<br>商号又は名称<br>代　表　者　　役職・氏名<br>金融機能の強化のための特別措置に関する法律第16条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。 | **様式第一**（第３条第１項関係）<br>（日本産業規格Ａ４）<br>経　営　強　化　計　画<br>年　　月　　日提出<br>（提出者）本店又は主たる<br>事務所の所在地<br>商号又は名称<br>代　表　者　　役職・氏名<br>金融機能の強化のための特別措置に関する法律第４条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。<br>記<br>［第１～第８　同左］<br>（記載上の注意）<br>［１．～６．　同左］<br>７．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策<br>⑴　「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表１）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。<br>［⑵～⑸　同左］<br>［８．～10.　同左］<br>［（別表１）・（別表２）　同左］<br>**様式第二**（第32条関係）<br>（日本産業規格Ａ４）<br>経　営　強　化　計　画<br>年　　月　　日提出<br>（提出者）本店又は主たる<br>事務所の所在地<br>商号又は名称<br>代　表　者　　役職・氏名<br>金融機能の強化のための特別措置に関する法律第16条第１項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。 |